

Q₂

FOB、CFR、CIF といった取引条件がよく使われるそうですが、具体的にはどのような取引条件ですか

A₂

FOB、CFR、CIF は取引条件のうち長年使用されてきた最も一般的な取引条件です。ここではこの3つの条件について説明します。

1. FOB (Free on Board) … 「本船渡条件」指定船積港の表示が必要

売主が貨物を買主の指定した本船に積込み運送人に引渡した時点で費用の負担と貨物のリスク負担いずれもが買主に移転します。たとえば本船に積込む前に貨物が壊れた場合、売主の責任となり、本船に積込み後の損害は買主の責任となります。また、買主は運賃や保険料等を負担します。

2. CFR (Cost and Freight) … 「運賃込条件」指定仕向港の表示が必要

売主が貨物の船積費用に加えて仕向港までの運賃を負担します。積出港において売主が手配した本船に貨物を積込み引渡した時点で貨物のリスク負担が買主に移転します。

FOB では、費用負担とリスク負担の売主から買主への負担移転の分岐点は一致していましたが、CFR では費用負担とリスク負担の分岐点は異なり、売主はリスク負担の分岐点までの船積費用等に加えて仕向港までの運賃も負担します。例えば、「CFR Sendai Port (仙台港)」条件の場合、売主は仙台港までの運賃を負担しますが、本船に積込み後の貨物のリスク負担は買主に移転していますので、買主が保険をかける必要があります。

3. CIF (Cost, Insurance and Freight) … 「運賃保険料込条件」指定仕向港の表示が必要

売主は、CFR (運賃込条件) における売主と同様の貨物のリスクおよび仕向港までの運賃を負担するほかに、運送中の貨物のリスクに対して海上保険契約を手配し保険料を負担します。売主は船積後速やかに船積書類 (船荷証券、保険証券、商業送り状) を買主に引渡します。海上保険を付保するのは売主なので保険証券は売主に交付されますが、譲渡されることを前提にしていますので、裏書によって他の船積書類と同時に買主に引渡されます。海上運送中に貨物に損害が生じた場合、買主はその保険証券を提示し保険会社に保険金を請求することができます。

注意しておきたい点は、CIF で売主に求められているのは最低限の補償範囲である保険条件であるということです。買主がそれ以上広い補償範囲の保険条件の手配を売主に求める場合には、契約段階で売主と明示的に補償の程度に合意しておく、あるいは買主が自ら追加の保険を手配する必要があります。